(石炭を輸入される皆さまへ)

石炭への課税について

2003年10月から実施

石油税は名称を石油石炭税と改め、新たに石炭を課税対象に加えることになりました。

石炭を輸入される皆さまには、

- 1. 輸入申告と併せて、石油石炭税の申告・納税
- 2. 石炭の購入・輸入・販売等に関する事実の記帳
- 3. 特定用途の石炭の免税輸入手続等
 - の3点について、ご理解とご協力をお願いします。

石炭に課税するわけは?

省エネ・新エネ対策の拡充 天然ガスシフトの加速化

といった、エネルギー政策や歳出構造の見直しを行うに当たり、歳入について も、負担の公平を図る観点から石油税の見直しを行いました。

その際、エネルギー間の負担の公平を図る観点から、石炭を新規に石油税の課税 対象に追加することといたしました。

資源エネルギー庁

石炭を輸入される皆さまへの3つのお願い

1.輸入申告と併せて、石油石炭税の申告・納税

課税対象となる「石炭」とは、「関税定率法別表第27・01項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。)」です。

石油石炭税は2003年10月から実施されます。

(石炭にかかる税率は、当初は230円/t、2005年4月からは460円/t、2007年4月からは700円/t)

保税地域から石炭を引き取る者、すなわち輸入者が、申告・納税の義務を負うことになります。

石炭の輸入者は、原則、輸入申告に併せて納税申告を行い、輸入許可の前に納税していただくことになります。

2. 石炭の購入・輸入・販売等に関する事実の記帳

石炭の輸入業者等は、石炭の購入・輸入・販売等に関する事実を記帳する義務を負うことになります。

3.特定用途の石炭の免税輸入手続等

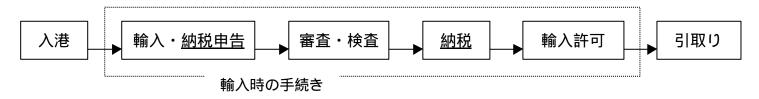
鉄鋼・コークス・セメント製造用、沖縄県における一般・卸電気事業者の発電用の石炭(以下「特定石炭等」という。) については、輸入時の石油石炭税が免除されます。

特定石炭等を免税輸入しようとする方々は、輸入申告時に、免税引取承認申請書と併せて経済産業大臣の用途証明書を提出することが求められます。

免税輸入した特定石炭等については、消費者・販売業者は記帳義務を負います。

また、税関長の承認を受けなければ、他の用途に使用することはできません。

海外炭にかかる石油石炭税の申告・納税の流れ(基本形)



お問い合わせ先

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課 TEL: 03-3501-1727